

1. 基本構想 2027 策定にあたって

1-1. 背景と目的

1) 背景

三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想(平成 15 年 10 月策定)は、平成 12 年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」^(参考資料P.17))に基づき、駅とその周辺の道路などの一体的なバリアフリー化^(参考資料P.19)を進めるため策定しました。

その後、目標年次を迎えたことから「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」を策定し、市のバリアフリーのまちづくりに関する指針的な役割を果たしてきました。その後も法制度や上位計画の改定に対応して「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022(第 2 次改定)」(以下、「前基本構想」という。))を策定するなど、バリアフリーのまちづくりを推進してきました。

前基本構想は令和 4 年度に目標年次を迎え、位置付けた各事業が進捗し、一定の成果を上げています。そのため、基本理念、取り組みの方向性については引き続き継承しつつ、上位計画である「第5次三鷹市基本計画」との整合及び令和2年以降の改正バリアフリー法を踏まえ、「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2027」を策定します。

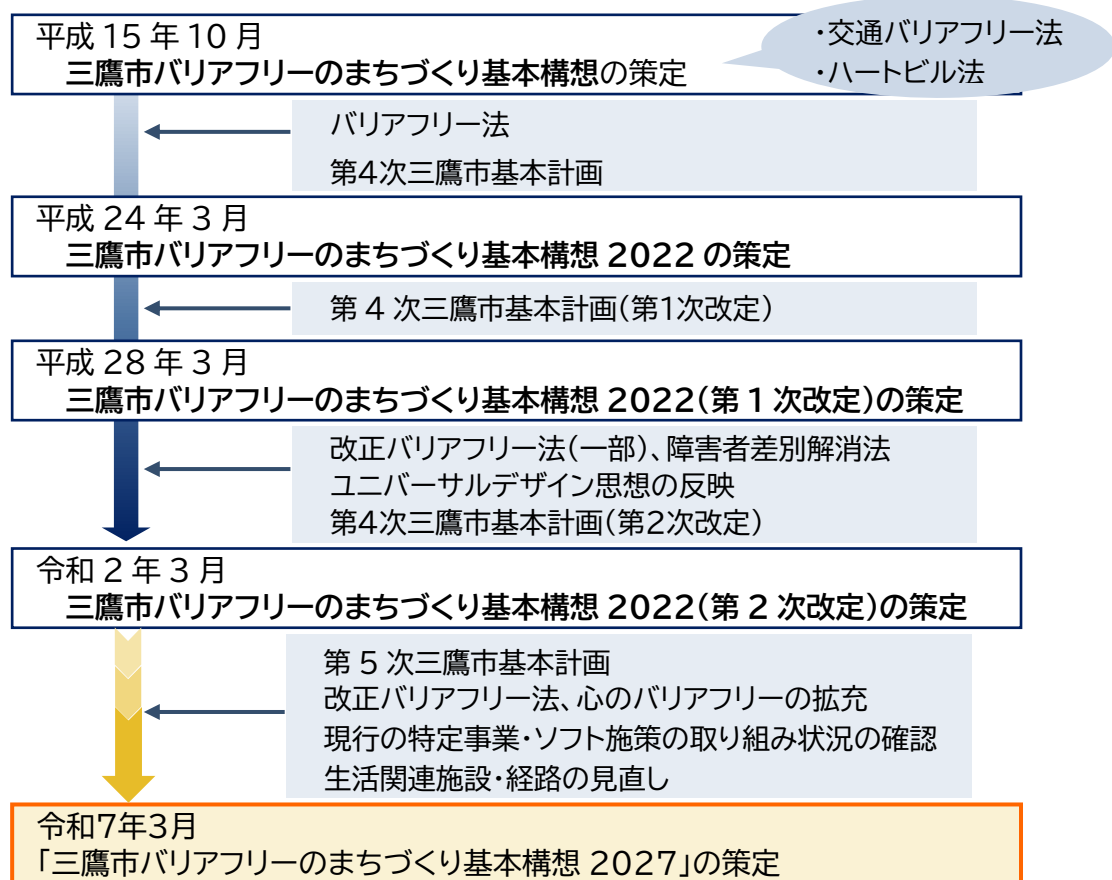


図 三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想策定の経緯と改定に向けた流れ

2)目的

① 法改正及び制度改革への対応

国は、バリアフリー化の施策を前進させるべく、高齢者や障がい者なども含めた、すべての人々が社会活動に参加し、自己表現するために、交通バリアフリー法と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」を統合・拡充し、平成 18 年 12 月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」^{（参考資料P.19）}という。）を施行しました。平成 28 年には、障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重しながら共生社会をつくることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、このことにより社会的障壁を取り除く合理的な配慮の提供が求められています。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機とした共生社会の実現や社会的障壁の除去を基本理念として、平成 30 年にバリアフリー法の一部法改正されました。これらを受け、三鷹市では、ハード、ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障がい者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン^{（参考資料P.19）}のまちづくりに取り組んできました。

その後、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリー^{（参考資料P.17）}のさらなる推進を図るため、令和 2 年にバリアフリー法が改正されました。今後、三鷹市のバリアフリー基本構想もこれに適応する必要があります。

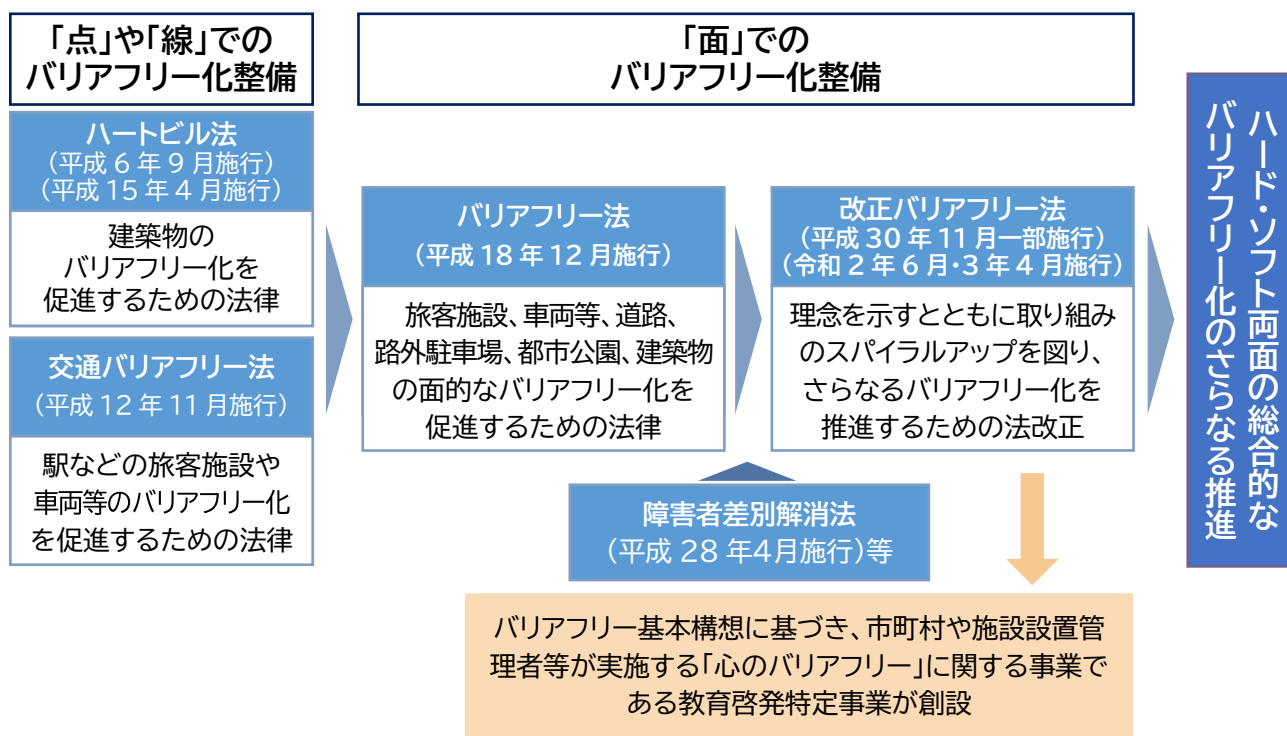


図 バリアフリー法の経緯

② 目標年次における達成状況の検証

前基本構想に盛り込まれている各個別事業は、令和4年度が目標年次となっています。しかしながら、まちづくりは、長期的な展望で取り組みを積み上げていくもので、様々な要因により時間を必要とする場合が多く、完了していない事業もあります。したがって、基本構想の策定にあたっては、既存の重点整備地区^(参考資料P.17)における目標年次でのまちづくりの達成状況・進捗状況を検証するとともに、前基本構想の基本理念、基本的な方針を継承し、特定事業計画^(参考資料P.18)について見直しを行いました。今後も、バリアフリーのまちづくりについて広く市民に広報し、継続的に取り組んでいくこととします。

③ 重点整備地区等の設定方針や配慮事項の明確化

今後さらなるバリアフリー化の推進を図るために、前基本構想における重点整備地区の設定方針及び生活関連施設^(参考資料P.18)・生活関連経路^(参考資料P.18)の設定方針について、重点整備地区の指定要件(注1)に則り、施設の立地状況や都市整備の動向を踏まえて地区の範囲、生活関連施設、生活関連経路を再設定するとともに、法の趣旨や市民意見を踏まえた配慮事項(注2)に基づく特定事業の設定を行います。

注1:バリアフリー法第2条第21号:生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

注2:各種基準やガイドラインに記載されている内容や、まちあるき点検などで意見が多く挙げられた内容について、施設ごとのバリアフリー化の促進に向けて配慮すべき事項を整理したもの

④ 市内全域のバリアフリーの取り組み

a. 重点整備路線等のバリアフリー化

市内の主要幹線道路を引き続き「重点整備路線」と位置付け、都市計画道路事業の進捗等を踏まえ、整備目標の見直しや優先整備区間の再設定を検討します。

b. 地域特性に応じた対策の継続

ア 大沢地区、中原地区など重点整備地区や重点整備路線を設定していない市南部の傾斜地の道路についてのバリアフリー化の検討

イ 商店街のバリアフリー化支援の検討

ウ 重点整備地区以外において、公共施設の周辺などでスポット的に整備する手法の検討

エ さくら通り、禅林寺通り、市道第14号線(通称「赤鳥居通り」)などにおける歩行空間確保施策の検討

1-2. 基本構想の位置付け

「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027」は、下図に示す市の上位関連計画を踏まえ、市のバリアフリー化を促進するための方針および特定事業を含む取り組みを示すものです。

市では、第5次三鷹市基本計画において、道路、住環境、緑と公園、交通環境など都市整備に関わる全ての分野でバリアフリー化や外出機会の増加とコミュニティ形成につながる環境の整備等の取り組みを進めることとしています。これに基づくまちづくり3計画との整合を図り、バリアフリーのまちづくりに関する方針や事業等を示します。合わせて、バリアフリー法や関連する法制度の改正の考え方を反映するとともに、福祉や交通、都市整備等に関する関連計画や施策と相互に連携を図り基本構想を策定します。

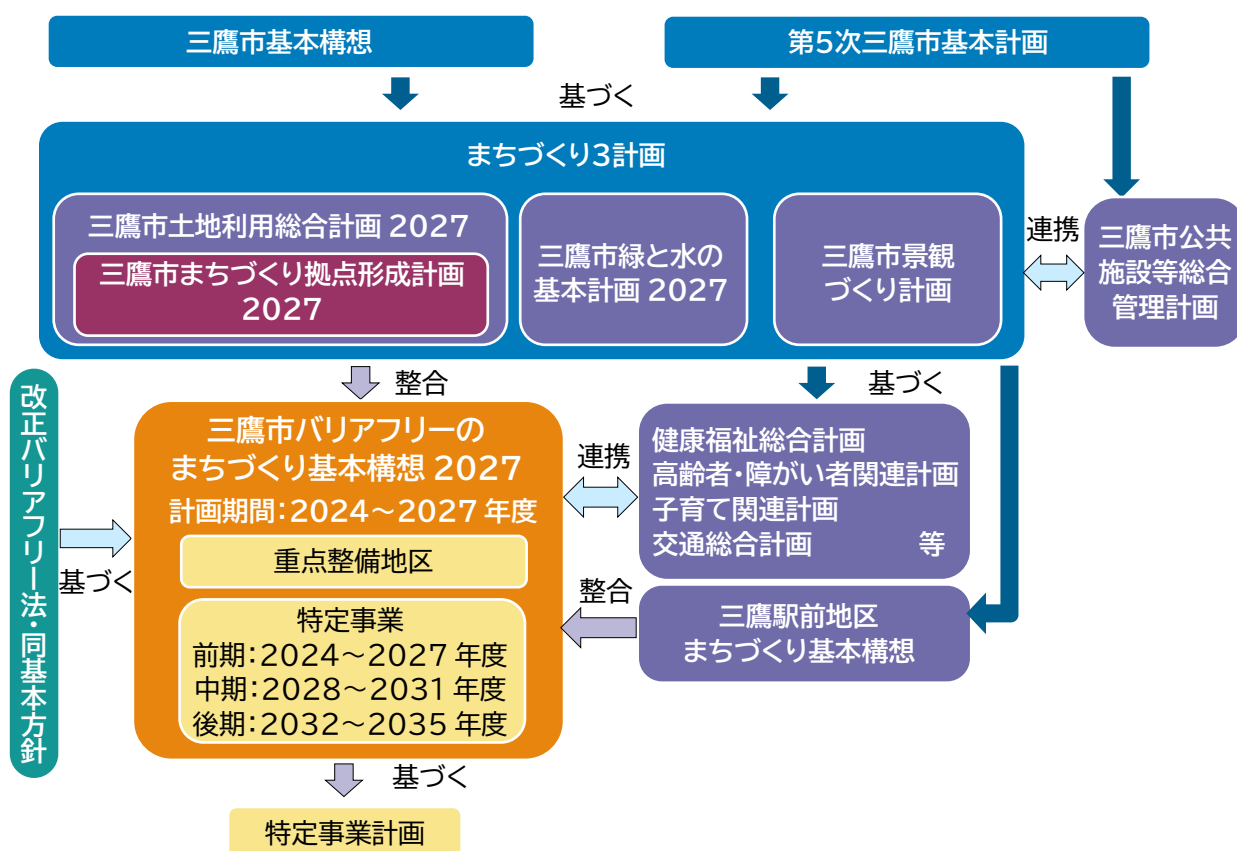


図 基本構想の位置付けと計画期間

1-3. 基本構想の目標年次

基本構想の目標年次は、第5次三鷹市基本計画と合わせて令和9年度(2027年)とします。

なお、重点整備地区における特定事業については、長期的な実現を視野に入れた整備目標時期を設定して位置付け、進捗管理を行っていきます。

1-4. 基本構想 2027 策定の流れ

基本構想の策定にあたり、三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を開催し、前基本構想の更新・拡充内容の検討、基本構想素案の作成等の検討を進めてきました。このうち、特定事業については、関係事業者による事業者部会を開催して、事業者による検討と調整を行いました。

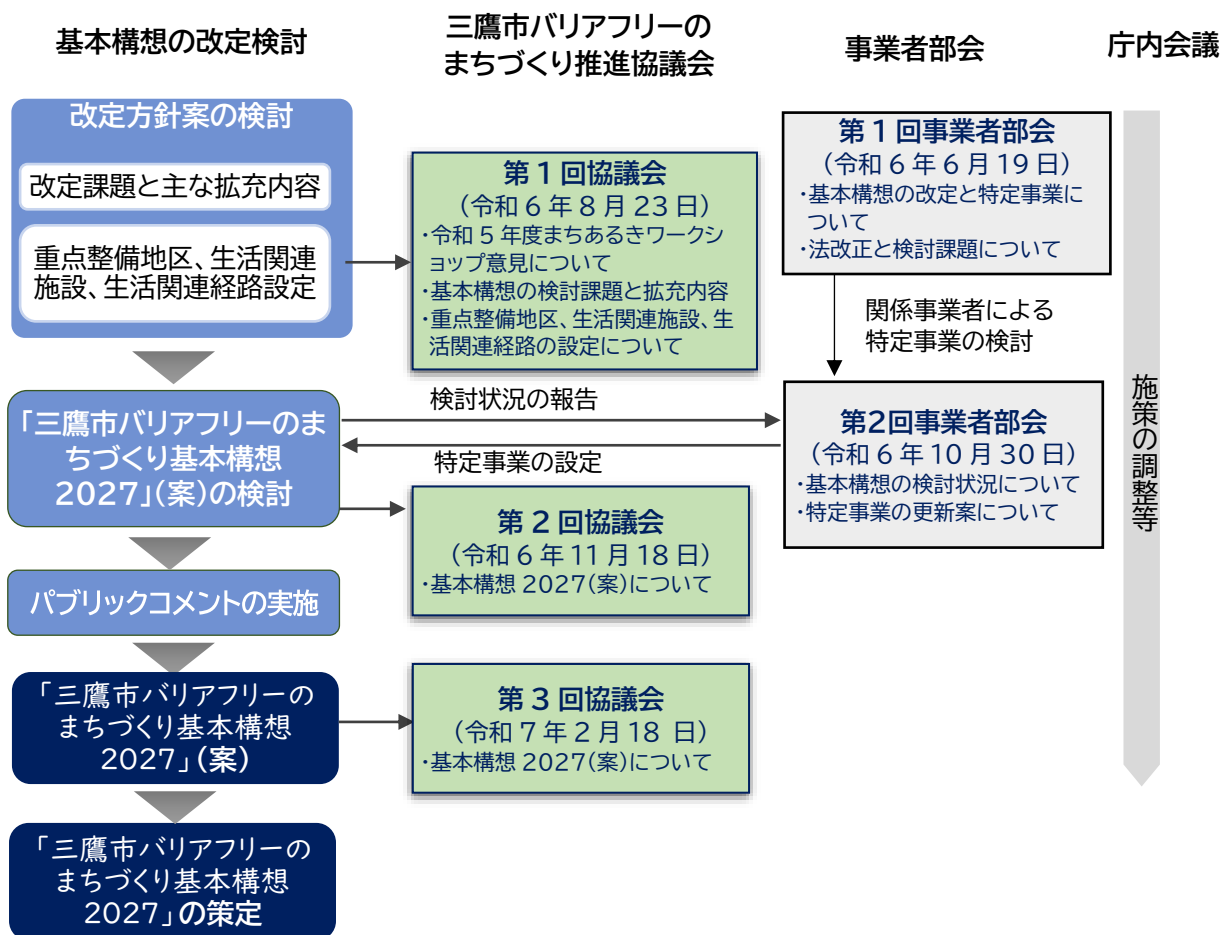


図 検討の進め方



第1回協議会開催風景



第2回協議会開催風景



第3回協議会開催風景



第1回事業者部会開催風景



第2回事業者部会開催風景

参考)令和 2 年のバリアフリー法の一部改正に盛り込まれた新たな内容

(1) バリアフリー基準適合義務の対象施設の追加と特定事業

- ・バリアフリー基準への適合義務が課される特定建築物の一つとして「公立の小中学校」の追加、旅客特定車両停留施設の追加。

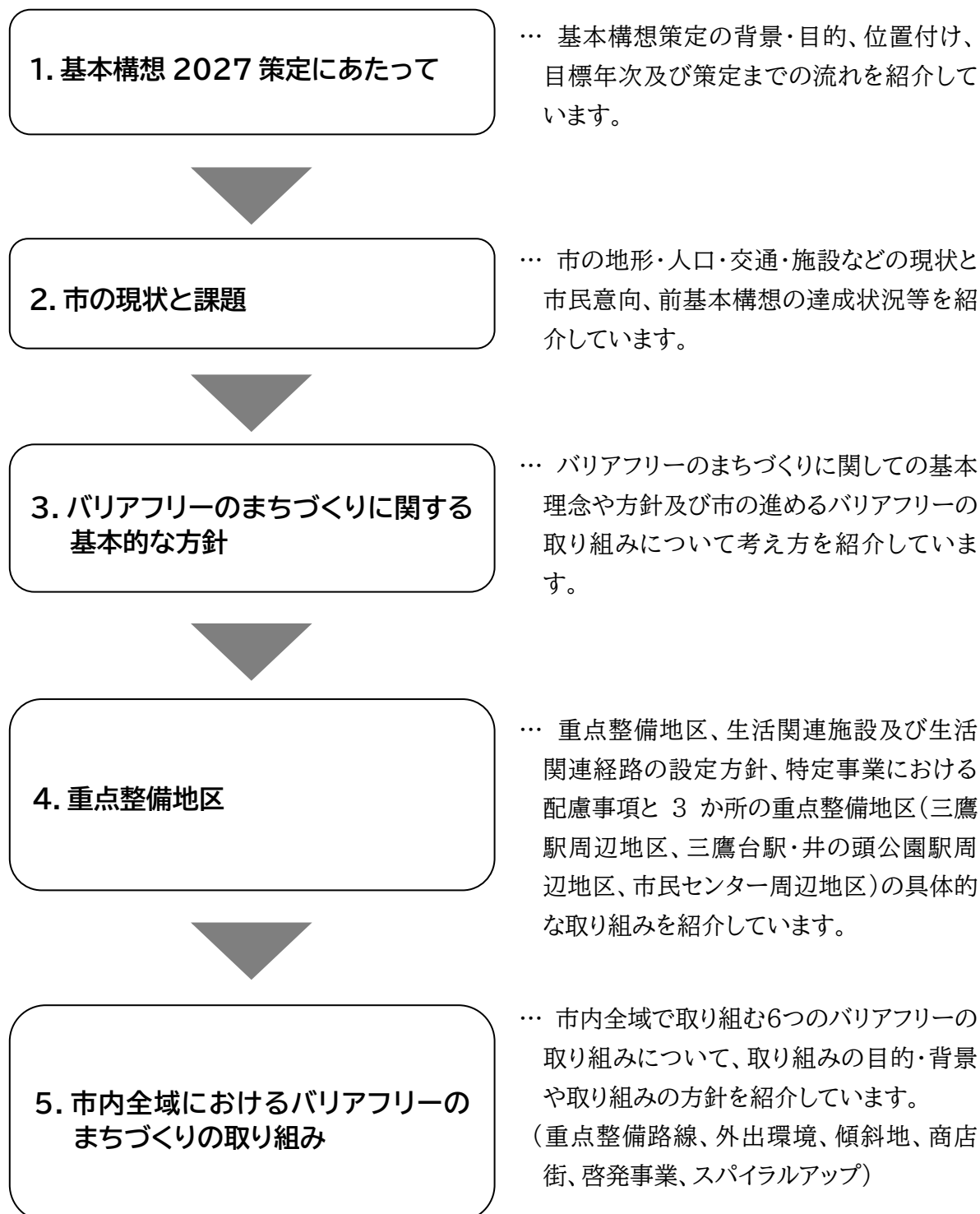
(2) 教育啓発特定事業の創設

- ・バリアフリー基本構想に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業として、「教育啓発特定事業」の創設。
 - ・学校連携教育事業：バリアフリー化に関する児童、生徒、学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業。
 - ・理解協力啓発事業：住民その他関係者の理解増進や、バリアフリー化における協力の確保に必要な啓発活動の実施に関する事業。
- ・心のバリアフリーの理解増進等のために、障がい当事者団体、支援団体、施設利用者等の参画や連携してとりくむことが重要とされている。

(3) バリアフリー化の実施におけるインクルーシブ^(参考資料P.17)デザイン(当事者参加)による推進

- ・インクルーシブデザインとは、マイノリティの人々も含めてデザインを作っていく考え方・手法。
- ・バリアフリー法では、基本構想の策定にあたり、高齢者、障がい者等の当事者意見の反映や評価・点検の仕組みづくりが求められおり、特定事業の推進においても、当事者参加により多様な立場からのバリアへの気づきや多様なニーズを調整することができ、誰もが対等な立場で建設的な解決策を見つけていくことができるとされている。

基本構想の構成

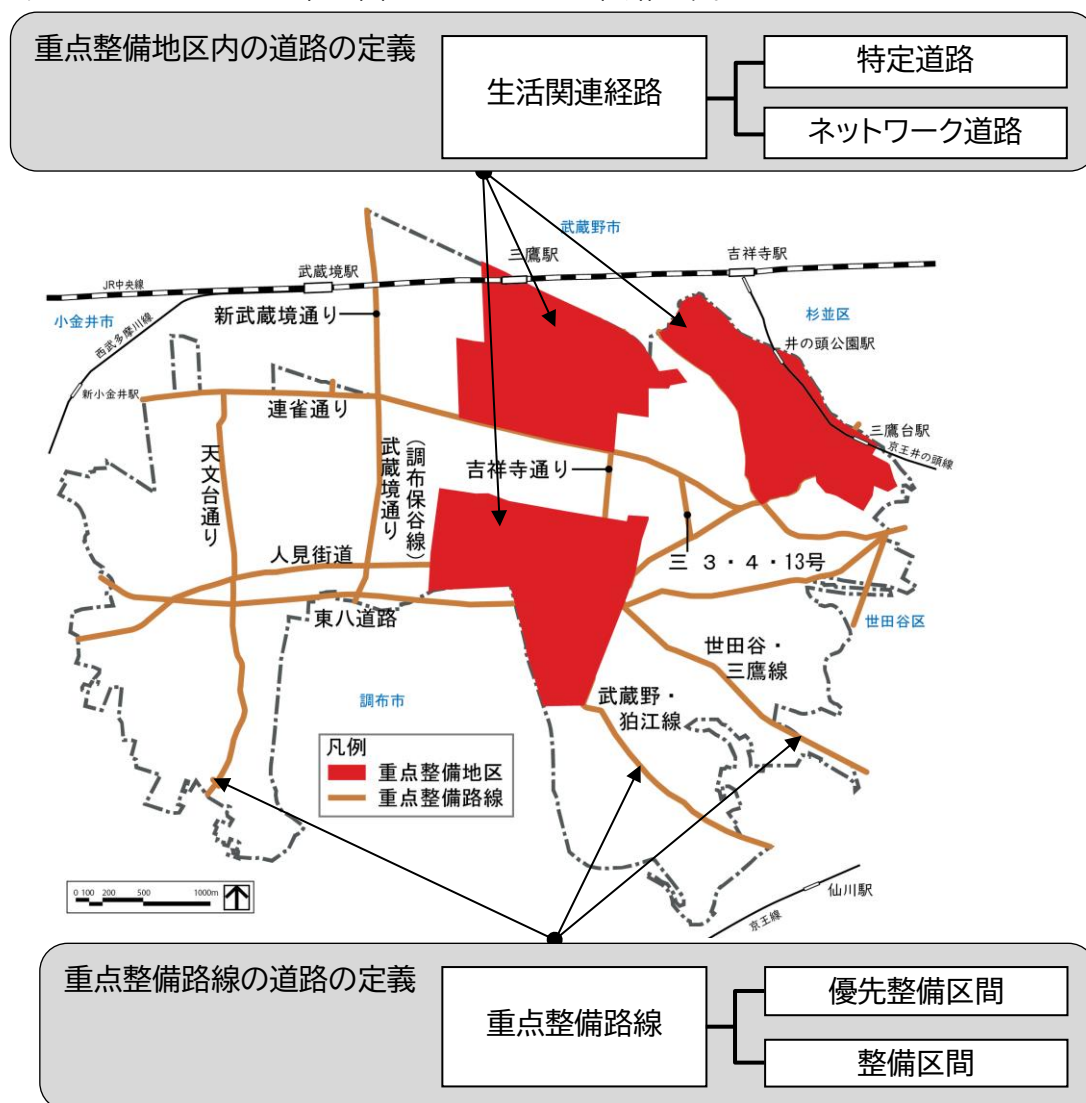


◇基本構想における道路の定義について

基本構想では、「4. 重点整備地区」と、「5. 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み」の中で、以下のように道路を定義しています。

①重点整備地区での道路の定義

- 生活関連経路: 旅客施設を含む生活関連施設(公共公益施設など)相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路です。
- 特定道路: 生活関連経路を構成する道路法の道路のうち、多数の高齢者、障がい者などの移動が通常徒歩で行われる経路です。
- ネットワーク道路: 生活関連施設間を結ぶ経路ではなくても、地区内の交通ネットワークを考える上でバリアフリー化を図ることが望ましい経路です。



②市内全域のバリアフリーのまちづくりの取り組みの中での道路の定義

- 重点整備路線：重点整備地区以外の地域で、市民に多く利用されている主要な幹線道路であり、バリアフリー化を図ることが望ましい路線です。
- 優先整備区間：重点整備路線の中でも、重点的にバリアフリー化を図るべき区間のことです。
- 整備区間：優先整備区間以外の区間で、バリアフリー化を図るべき区間で、既に整備が完了した区間も含んでいます。

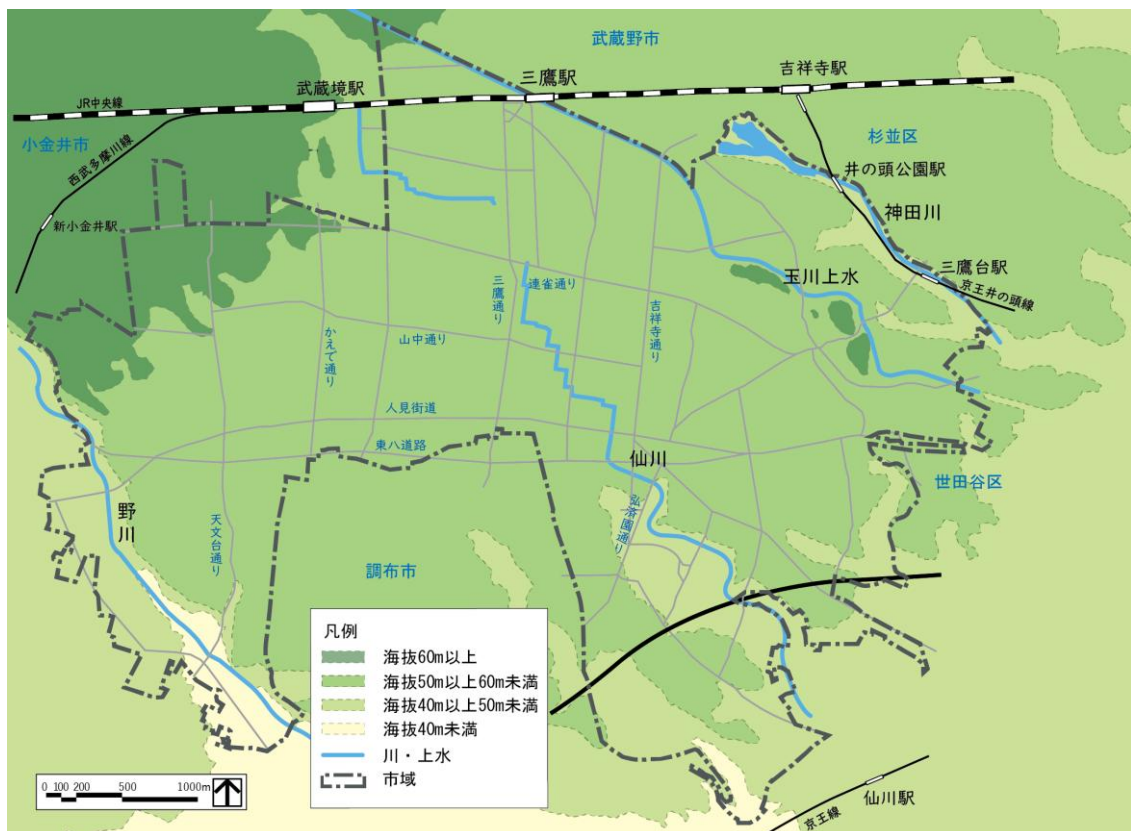
2. 市の現状と課題

2-1. 地形・地勢

市は、都心丸の内から西へ約 18km、東京都のほぼ中央に位置し、東は杉並区、世田谷区の 2 区に、西は小金井市、南は調布市、北は武蔵野市にそれぞれ接しています。

また、市は面積 16.42 km²で、東京の西郊に広がる武蔵野台地の中央部南端にあり、西南端の一部に、国分寺崖線を形成している野川の流れる低い地盤面と、市域のほとんどを占める一段高い地盤面、そして牟礼の一部は、さらに高い地盤面となっています。

○等高線と河川の図



2-2. 人口など

1)人口

市の人口は、令和7年1月1日現在で、190,497 人となっています。そのうち 0-14 歳までが 22,946 人(約 12%)、15-64 歳が 125,205 人(約 66%)、65 歳以上が 42,346 人(約 22%)となっています。

町別に人口を比較すると、下連雀が最も多く 46,921 人(約 25%)、次いで、上連雀 25,857 人(約 14%)となっており、子ども、高齢者も概ね同様の傾向です。

将来人口予測では、令和 15 年に 190,888 人でピークを迎え、それ以降は徐々に減少に転じるものとされています。また、65 歳以上の人口の割合は、増加する傾向です。

表 町別・年齢別の人口 (人)

	下連雀	牟礼	井の頭	中原	北野	新川
0-14 歳	5,702	3,211	1,496	1,899	981	1,751
15-64 歳	31,258	15,032	10,682	9,119	5,454	10,480
65 歳以上	9,961	4,590	3,786	3,780	1,444	3,718
総人口	46,921	22,833	15,964	14,798	7,879	15,949
	上連雀	井口	深大寺	野崎	大沢	合計
0-14 歳	2,832	1,560	998	914	1,602	22,946
15-64 歳	17,067	8,548	5,245	4,166	8,154	125,205
65 歳以上	5,958	2,618	1,864	1,422	3,205	42,346
総人口	25,857	12,726	8,107	6,502	12,961	190,497

出典：令和7年1月1日現在の人口・世帯数(市民課)より

表 人口構造別将来人口予測(各年1月1日) (人)

	0~14 歳	15~64 歳	65 歳以上	合計
令和 10 年	22,399	124,391	44,073	190,863
令和 14 年	20,788	122,958	47,121	190,866
令和 18 年	20,027	119,276	51,342	190,646

注)本推計における人口は、原則として小数点以下の数値を四捨五入しているため、合計数値と各内訳の合計は必ずしも一致しない。

出典：三鷹市将来人口推計(令和5年9月)より

2)障がい者

市内には、令和6年4月1日現在で、7,740人の障がい者がいます。内訳は、身体障がい者が4,228人、知的障がい者が1,261人、精神障がい者が2,251人です。令和2年からの推移をみると、身体障がい者は微減、知的障がい者と精神障がい者は微増しています。

身体障がい者の障がいの内訳をみると肢体不自由が1,818人(43.0%)と最も多く、次いで、内部障がい(参考資料P.18)、聴覚障がい、視覚障がい、言語障がいの順となっています。

○市内の障がい者数(各年4月1日現在)

表 障がいの内訳(内訳には難病等の対象者は含まない。) (人)

	身体	知的	精神	合計
令和2年	4,343	1,142	2,017	7,502
令和3年	4,379	1,173	2,152	7,704
令和4年	4,280	1,186	2,170	7,636
令和5年	4,238	1,209	2,030	7,477
令和6年	4,228	1,261	2,251	7,740

出典：福祉業務統計年報、第三期三鷹市障がい者(児)計画より

表 身体障がい者の内訳(内訳には難病等の対象者は含まない。) (人)

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	合計
令和6年	299 (7.0%)	387 (9.2%)	68 (1.6%)	1,818 (43.0%)	1,656 (39.2%)	4,228 (100.0%)

出典：福祉業務統計年報より

3)高齢者

市内には、令和6年4月1日現在で、三鷹市の総人口が190,309人、高齢者人口(65歳以上)は42,078人、高齢化率は22.1%となっています。全国(29.2%※1)、東京都(22.6%※2)の高齢化率と比較すると下回ってはいますが、高齢者人口、高齢化率ともに増加傾向にあります。

表 高齢化率(各年4月1日現在) (%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢化率	21.8	21.8	21.9	22.0	22.1

出典：福祉業務統計年報より

※1 総務省「人口推計(国勢調査による人口を基に、その後における各月の人口の動きを他の人口関連資料から得て、毎月1日現在の人口を算出)」を参照

※2 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(国勢調査による人口を基に、その後における各年の人口の動きを住民基本台帳から得て、毎年1月1日現在の人口を算出)」を参照(令和6年1月1日現在)

4)合計特殊出生率及び就学前児童人口

全国的に少子化傾向が見られる中で、市の合計特殊出生率は令和5年が 1.01 と、令和元年の 1.11 から低下しています。

また、市の就学前児童人口は、令和 6 年4月1日現在で、8,095 人と、令和2年度から 1,341 人減少しており、年々、減少しています。

表 三鷹市の合計特殊出生率

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計特殊出生率	1.11	1.14	1.16	1.08	1.01

※合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

出典：東京都保健医療局「人口動態統計」より

表 三鷹市の就学前児童人口 (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童人口	9,436	9,288	8,927	8,469	8,095

※就学前児童人口とは、年齢別人口の0歳から5歳までを合計した数

出典：福祉業務統計年報より

2-3. 交通・道路

1) 鉄道

市内には、JR中央線の三鷹駅、京王井の頭線の三鷹台駅、井の頭公園駅の3つの駅があります。三鷹駅は、1日あたり約 8.3 万人の乗車人員^{注)}があります。三鷹台駅は、約 1.9 万人、井の頭公園駅は約 6.4 千人の乗降人員があります。

表 各駅の1日あたりの乗降者人員の推移 (人/日)

年度	東日本旅客鉄道株式会社 (JR東日本)	京王電鉄株式会社					
	三鷹駅	三鷹台駅			井の頭公園駅		
	乗車	乗車	降車	計	乗車	降車	計
令和元年	98,796	11,181	10,891	22,072	3,425	3,389	6,814
令和2年	71,399	7,942	7,758	15,700	2,473	2,429	4,902
令和3年	73,648	8,719	8,506	17,225	2,929	2,875	5,804
令和4年	79,415	9,279	9,030	18,309	3,178	3,142	6,320
令和5年	83,766	9,677	9,408	19,085	3,267	3,217	6,484

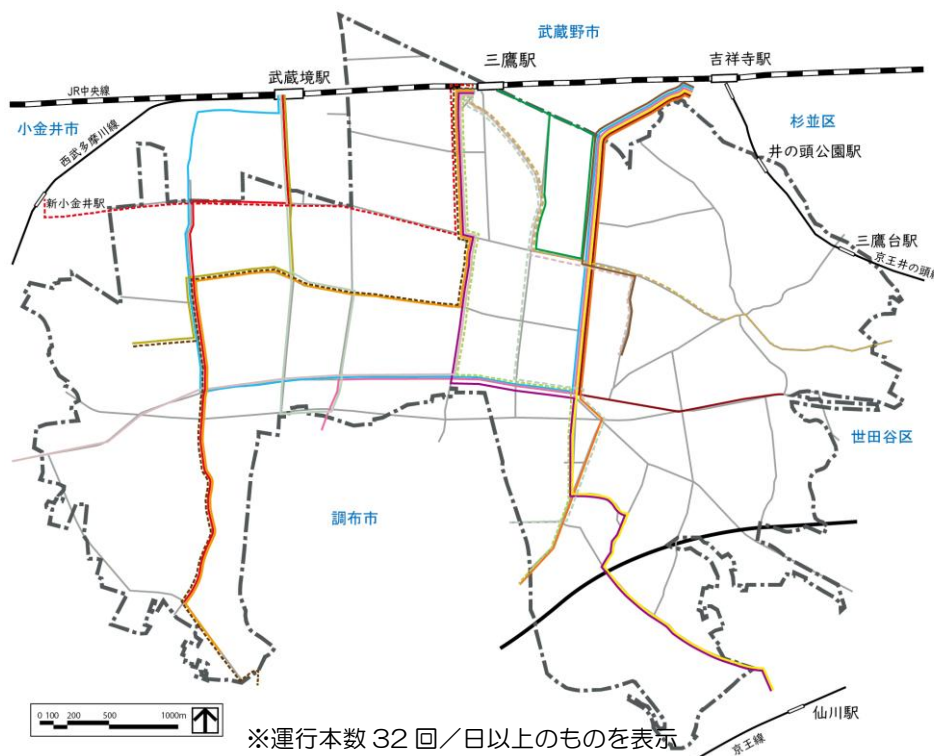
出典:三鷹市統計データ 2024(令和6年9月)より

注)JR 東日本は乗車人員のみ掲載

2) バス路線

三鷹駅、吉祥寺駅を発着するバスを中心に市内に多くの路線があり、三鷹通り、吉祥寺通り、人見街道、市役所周辺に複数のバス路線が集中しています。

○主要バス路線及び鉄道路線図



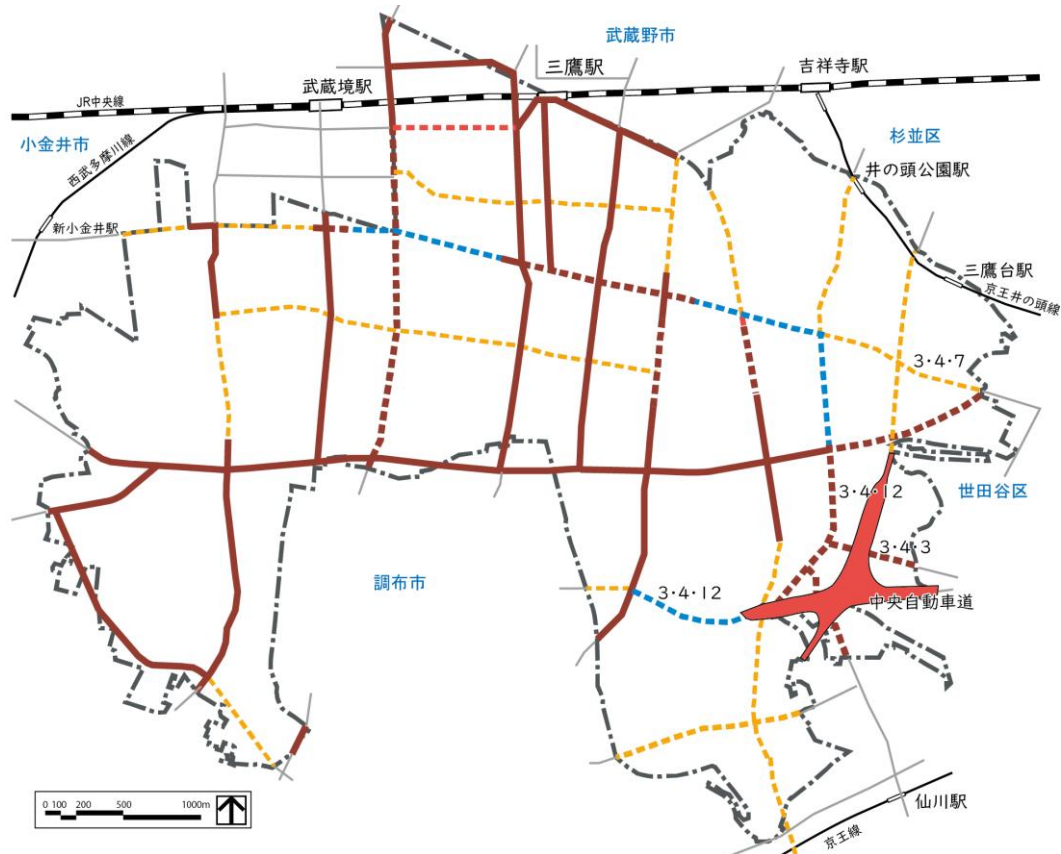
3)道路

市内の都市計画道路の整備を進めていますが、整備率は約46.4%(令和6年3月31日現在)で、三鷹駅周辺の東西方向や井の頭公園駅、三鷹台駅周辺などの都市計画道路は未完成です。

都市計画道路として整備が完了していない幹線道路の幅員をみると、市域の中央部を東西に横断する連雀通りの幅員が12m未満などで、歩行空間として課題があります。

なお、歩道の設置状況を見ると、井の頭公園駅周辺で未達成です。また、一定程度広い幅員の道路には、両側歩道が設置されていますが、部分的に片側歩道の道路もあります。

○都市計画道路の整備状況図



＊三鷹市都市計画道路の優先整備路線及び整備状況図
(令和6年4月1日現在)

凡例

- 完了
- 事業中
- 優先整備路線（三鷹市施行）
- 優先整備路線（東京都施行）
- 計画決定区間（市内）
- 計画決定区間（市外）
- 東京外かく環状道路
中央ジャンクション（仮称）

1)公共施設など

駅周辺及び市役所周辺に公共施設などが集まっています。コミュニティ・センターなどは、市内全域に分布しており、小・中学校、保健・福祉施設も同様の傾向を示しています。

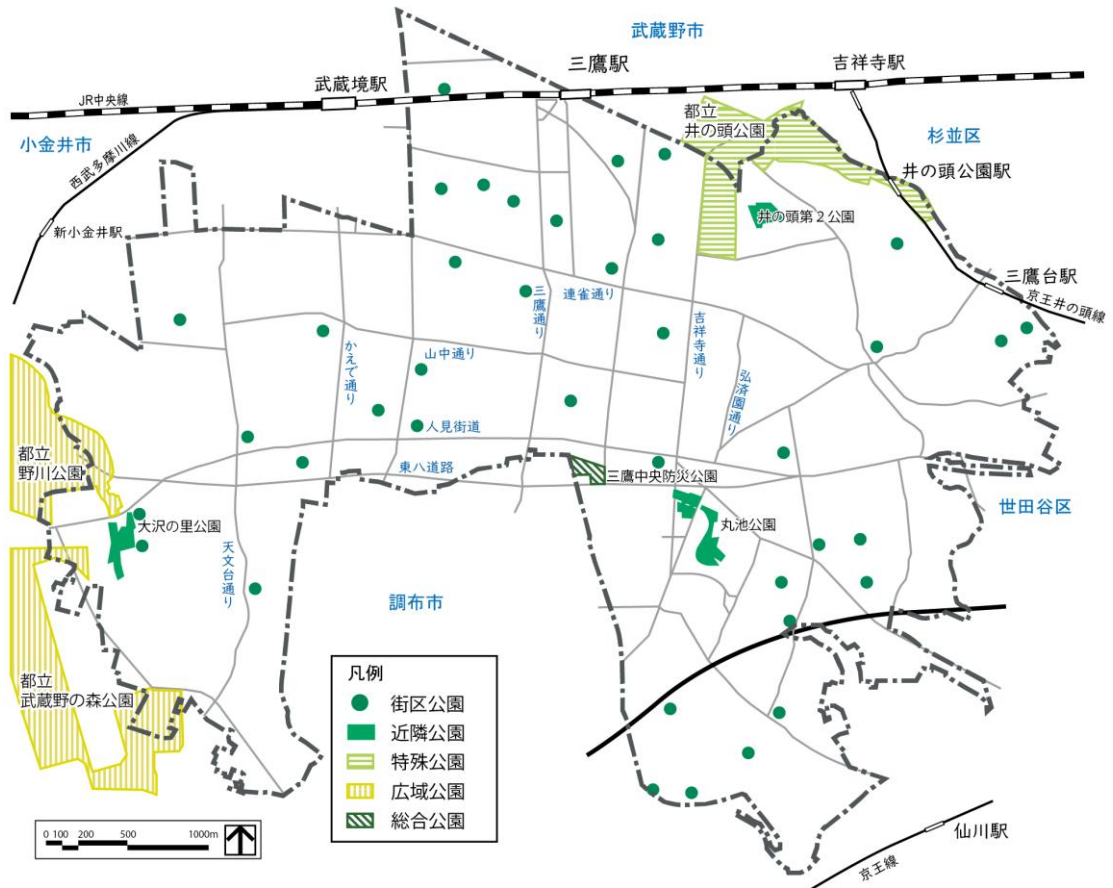
凡例

- 市役所・市政窓口
- コミュニティ・センター
- 文化施設
- ◆生涯学習・スポーツ施設
- ◇市民活動・産業支援施設
- 保健・福祉施設
- 官公庁
- 小・中学校

2)公園

井の頭公園(井の頭恩賜公園)、野川公園、武蔵野の森公園の3つの都立公園と河川沿いなどの近隣公園があり、身近な地域では、街区公園が点在しています。

○都市計画公園・緑地の分布図



2-5. 市民意見

1)三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会におけるまち歩きワークショップ意見

前基本構想の策定以降、三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会において「三鷹駅周辺地区」「三鷹台駅前通り」「市民センター周辺地区」を対象として、既存施設、将来実施予定の再開発事業計画等を踏まえ、現状の施設等のバリアフリー化の状況を確認し、今後の施設整備や改修・改築時において当事者意見を反映するため、まち歩きワークショップを実施してきました。

表 まち歩きワークショップの開催概要

日時	場所
平成 29 年6月 21 日(水)	市民センター周辺地区
平成 29 年 10 月 28 日(水)	市民センター周辺地区
令和元年6月 25 日(火)	三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区
令和5年 11 月1日(水)	三鷹駅周辺地区

これらのまち歩きワークショップにおいて、主に

- 未整備の箇所、整備済みの箇所いずれも、より利用しやすい環境の実現に向けて、継続的、段階的なバリアフリー化の推進が必要
- 整備・改修等の計画段階における市民参加による意見の反映が必要

という観点から意見を聞いてきました。具体的には、以下のような意見が出されました。

表 三鷹駅周辺地区における主な意見(令和 5 年度に実施)

確認箇所	主な課題(「・」の文章は具体意見)
駅・駅前広場	●駅前広場のより円滑な往来と鉄道・バス利用の実現のための歩行者空間の確保 ・皿型排水溝は良い面がある一方、高齢者が転びやすい。 ・バス利用が多いため歩行者・車椅子ともに通行しにくい、バス待ち空間の確保が課題。 ・エレベーター増設で代替経路ができたが、一部で展開スペースが狭い所がある。
道路	●整備済み箇所も再確認や検証、再整備が必要 ・視覚障害者誘導用ブロックが正しく敷設されていない場合がある。 ・歩道が狭いため、エスコートゾーン(参考資料P.17)に導く誘導用ブロックが適切に敷設されていない。(三鷹駅東側の交差点) ・これまでの生活道路のカラー舗装の工夫を整理すると、どのような整備が必要か見えてくるのではないかな。 ・誘導用ブロックと周囲路面(歩道)との輝度比が未確保な箇所がある。(赤鳥居通り) ・バス利用が多い三鷹駅前の歩行者空間とバス待ち空間の確保。 ・歩道状空地の駐輪対策の柵。 ・中央通りの再開発事業における歩行者優先の歩行空間づくりを。

確認箇所	主な課題(「」の文章は具体意見)
公園	●公園の整備・改善には地域と意見交換を ・トイレ入口がわかりにくい案内板の改善、多目的トイレの防犯面、凹凸の対応、インクルーシブ遊具(参考資料P.17)の整備等における地域との意見交換。
建築物	●段階的なバリアフリー化の実現を ・古い店舗の建て替え時の段差解消の誘導、すくすく広場2階授乳室へのバリアフリー経路の確保。

表 三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区における主な意見(令和元年度に実施)

確認箇所	主な意見
駅・駅前広場	●バリアフリー経路のわかりやすさや安全性の向上 ・三鷹台駅のエレベーターが北側にあるが南側に表示がほしい。 ・駅構内のスロープに視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。 ・井の頭公園駅の音声誘導装置はすばらしい。 ・ホーム内に転落防止柵があると安全である。
道路	●特定道路の歩道の連続性や歩道幅員の改善、道路幅員が狭い、坂が多いネットワーク道路の安全対策 ・特定道路の歩道がある所とない所があるため、統一的な歩道の確保が必要である。 ・歩道状空地が1.0mでは車いすでは利用しづらい。 ・駅前通りの無電柱化は景観的には良いが、歩道2.5mでは狭く感じる。 ・エスコートゾーンを作って音声案内をしてほしい。 ・インターロッキングブロック舗装は、滑りにくいですが車いすだと振動が大きい。 ・ネットワーク道路だが道路幅員がせまい路線がある。 ・車止めポールの間隔が狭く、双子用のベビーカーだと通れない。 ・井の頭公園駅前通りに、視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。 ・坂が多いため安全対策をしてほしい。(「この先行き止まり」や「この先下り坂」などの表示など) ・ほっとベンチ(参考資料P.19)の取組は良いが、2人以上の子連れにはせまい。維持管理が課題。
公園	●井の頭公園内の案内表示の分かりやすさの改善 ・井の頭公園内のだれでもトイレの音声案内をしてほしい。 ・トイレの案内表示がイラストのみでなく、「男子」「女子」などの表示をしてほしい。 ・井の頭公園案内看板の表示をわかりやすくしてほしい。
建築物	●だれでもトイレの設備の分かりやすさや安全性の改善 ・交番に言語表記がない。 ・だれでもトイレのセンサーの高さが場所によって違うため統一してほしい。 ・だれでもトイレの扉の閉鎖する速さも重要である。

表 市民センター周辺地区における主な意見(平成29年度に実施)

確認箇所	主な意見
道路	●視覚障害者誘導用ブロックの連続性、バス停周辺の改善 ・歩道全般に点字誘導ブロックを敷設してほしい。

確認箇所	主な意見	
		・バス停付近で、視覚障害者誘導用ブロックが連続していない所がある。 ・歩道幅が一定でない。歩道が狭く、ベビーカーや自転車が通行しづらい。 ・皿型排水溝は良い面がある一方、高齢者が転びやすい。 ・市民センターと防災公園の視覚障害者誘導用ブロックの連続性を確保してほしい。 ・横断歩道にエスコートゾーンを設置してほしい。 ・バスロケーションシステム^(参考資料P.18)の弱視の人への配慮。(色やスクロール速度など) ・教育センター前の音響式信号機^(参考資料P.17)の音声をメロディにした方がよい。 ・歩道が広い箇所でも、バス待ち客、通行人、自転車の混在(杏林大学バス停など)
公園		●<u>駐輪対策、だれでもトイレの設備案内の分かりやすさの改善、トイレの機能分散等</u> ・視覚障害者誘導用ブロックが連続して良いが、自転車が置かれていたため、駐輪場の位置を改善してほしい ・だれでもトイレは、設備案内表示、点字表示をしてほしい。トイレの入口をもう少し広くし、車いす使用者がだれでもトイレ以外のトイレも使用できるようにしたい。 ・園路スロープについて、幅員が狭い箇所の幅員を広くしたり、すれ違いポイントを設置してほしい。(中央防災公園) ・視覚障害者誘導用ブロックの音声案内が良かった。音量が小さい。(中央防災公園)
建築物	市民センター	●<u>駐輪対策、視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置、施設間の案内誘導</u> ・駐輪等で視覚障害者誘導用ブロックをふさがないようにしてほしい。 ・車両動線、歩行動線、自転車動線が交錯している。視覚障害者誘導用ブロックと車両動線が近いので危険。 ・市役所前バス停から元気創造プラザが歩くと遠い。ルートがわかる案内サインが必要。
	元気創造プラザ	●<u>設備案内表示や音声案内の位置の分かりやすさ</u> ・壁面にガラス面が多いため、衝突しない工夫が必要。 ・トイレ入口を規格通り、法令通りで作るのはわかるが狭く感じる、+αの配慮で広くしてよいのではないかな。 ・トイレ内の設備の案内の改善(手すりの位置表示、呼び出しボタンの位置、車イスの通行に支障があるものの撤去など) ・音声案内付視覚障害者誘導用ブロックがどこにあるのかわからない。 ・ハード面のみでなく、ソフト面での充実が必要。
建築物	その他施設	●<u>駐車場、トイレ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備済み箇所の改善</u> ・身障者用駐車場に傾斜がついている。(図書館(本館)) ・トイレ、授乳室等の設備案内表示 ・施設敷地内の点字ブロックの適切な配置と維持管理。(連続性の確保、色落ちなどへの対策) ・避難所としてのバリアフリー対応(トイレ、エントランス)が必要(小中学校)

2)第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査(令和4年度)におけるバリアフリー 関連意見

「市民満足度調査」は、市民の姿勢に関する思いや考え、評価などを伺うために、住民基本台帳から無作為に選ばせていただいた満 15 歳以上の市民の皆様 3,500 人にアンケートを実施しました。

調査期間	令和4年 10 月 13 日～11 月 14 日
調査対象と抽出	市内在住の満 15 歳以上の中から、住民基本台帳をもとに無作為に抽出
標本数	3,500
回収数(回収率)	1,530 枚(回収率 43.7%)
調査方法	郵送配布・郵送もしくは Web による回収

<市政全般の満足度>

三鷹市政の満足度は、満足している・どちらかといえば満足しているが 7 割台半ばを超えています。

満足な点については、「行政サービス(医療・福祉・ごみ・ワクチン等)が行き届いている(48 件)」「高齢者生活支援に納得/障害者にやさしい(17 件)」の意見がありました。一方、不満な点には、「行政サービス(医療・福祉・ごみ等)に不満/地域格差がある(34 件)」「道路整備が遅れている/自転車マナー・違法駐輪の改善(26 件)」がありました。

<市内の移動の円滑さ>

交通手段の確保による沿道の円滑に移動できる交通手段の確保がされているかどうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると、68.5%を占めています。

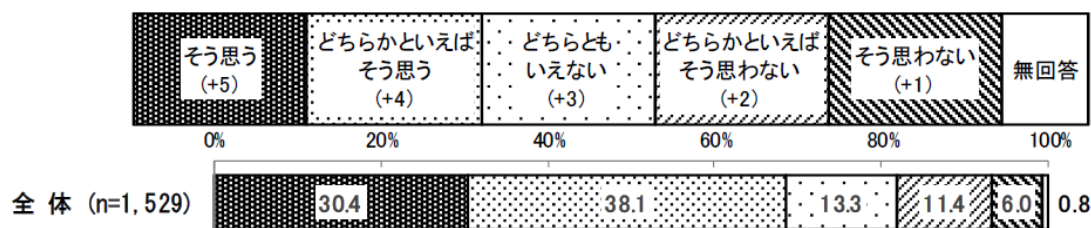


図 市内の移動の円滑さ

<障がいのある人の暮らしやすさ>

障がいのある人が暮らしやすいまちであるかどうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて約 27%であり、最も割合が大きかったのは「どちらともいえない」の 55.9%でした。

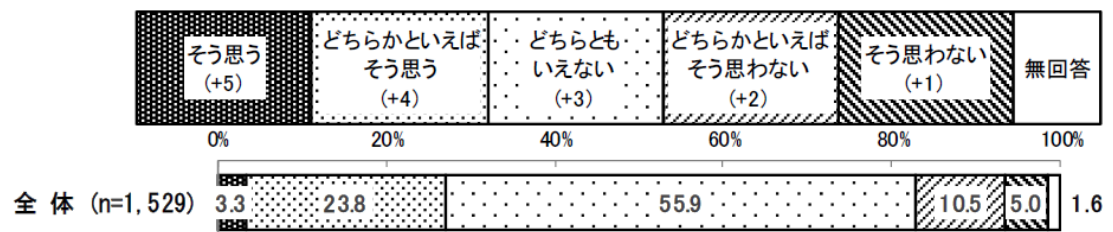


図 障がいのある人の暮らしやすさ

2-6. 取り組み状況

1)重点整備地区における特定事業の取り組み状況

前基本構想に基づく特定事業等の進捗状況について関係事業者に調査した結果、ほぼ着手済みであるものの未完了のものもあり、引き続き推進していく必要があります。

表 特定事業の実施状況

事業種	実施状況	評価
公共交通 特定事業	半数が 実施中	・施設整備では、鉄道駅については着手済みとなっていますが、バスについては利用しやすい環境整備や公共車両優先システム構築について実施中の状況です。改定時において、位置づけの必要性も含めた検討が必要です。 ・ソフト施策についても同様ですが、既に実施しているものも多く含まれているため、「教育啓発事業」との整合を図りながら事業の見直しを行う必要があります。
道路 特定事業	ほぼ着手 済み	・道路の維持管理に関する項目が多いことから、引続き位置づけが必要な項目があります。 ・未完了事業のうち、ほとんどが警察協議を必要とする「路側帯のカラー舗装化」でした。 ・他事業者との調整が必要な項目については、配慮事項に記述し、実現に向けた計画設定が必要です。
交通安全 特定事業	ほぼ着手 済み	・順次、バリアフリー対応型信号機の設置等は継続的に実施されています。 ・違法駐車対策について、法令に基づく指導取締りと、違法駐車防止のための広報啓発は、ソフト対応と「教育啓発事業」に区別して位置づける必要があります。
建築物 特定事業	ほぼ着手 済み	・オストメイト^(参考資料P.17)設備や子ども連れのための施設・設備の設置が未完了となっている事業が多くみられるため、設置に向けて引き続き事業に位置づけていく必要があります。 ・ソフト施策については、引き続き多様な方への対応としての接遇研修や、心のバリアフリーとして優先利用に関する事業、コミュニケーション支援ツールの設置等について「教育啓発事業」に位置づける必要があります。
路外駐車場 特定事業	ほぼ着手 済み	・駐車場内に車椅子利用者用駐車施設や、案内表示を設置しています。一方で、未完了の事業者については、構造上の理由で設置困難であるため、引き続き事業に位置づける必要があります。
その他の 事業	ほぼ 着手済み	・UD タクシー^(参考資料P.19)車両の導入やベンチの設置等の施設整備等については、事業が全て完了しています。改定にあたり、改めて市民意見を確認し、新たな事業設定も視野にいれた検討が必要です。 ・タクシー利用にあたって、接遇研修や利用サービス等の向上の事業が未完了となっています。引続き事業に位置づけ、サービス向上を図る必要があります。

「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」に基づくバリアフリー化の実施例

【三鷹駅周辺地区】公共交通特定事業 JR 三鷹駅

＜駅係員や乗務員へのバリアフリー教育
(お客さま救済訓練)＞



【三鷹駅周辺地区】【市民センター周辺地区】公共交通特定事業 京王バス

＜スマートフォンによるバス接近表示
(バスロケ)の拡充等、利便性の向上＞



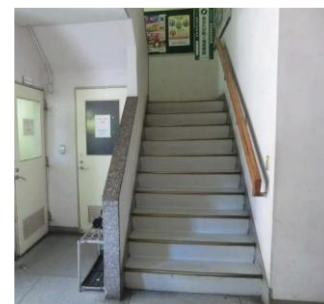
【三鷹駅周辺地区】建築物特定事業 三鷹市山本有三記念館

＜おむつ交換設備、オストメイト設備、聴覚障がい者用情報提供設備(筆談器)などの設置＞



【三鷹駅周辺地区】建築物特定事業 三鷹消防署下連雀出張所

＜バリアフリースイレ、出入り口のスロープ、階段手すりの設置＞



【三鷹台・井の頭公園駅周辺地区】建築物特定事業 三鷹消防署牟礼出張所

＜バリアフリートイレ、車椅子が利用可能な出入口・通路の幅の確保、階段手すりの設置＞



【市民センター周辺地区】都市公園特定事業 下連雀鷹の子児童公園

＜バリアフリートイレ、車いす対応の水飲み場への改修＞



【市民センター周辺地区】建築物特定事業 三鷹消防署

＜エレベーターの車いす等優先マーク表示、車椅子利用可能の標識等の設置＞



【市民センター周辺地区】建築物特定事業 野村病院

＜施設の適切な維持管理、視覚障がい者誘導用ブロックを駐輪等でふさがない配慮＞



2)心のバリアフリーに関する取り組み状況

令和2年のバリアフリー法改正で追加された心のバリアフリーの推進に関し、市の取り組み状況を整理します。

市民及び民間事業者に対しては、障がい者や高齢者に対する理解促進に資する交流機会の創出や啓発活動を行い、三鷹市職員に対しては、研修を行っています。その他、自転車使用への利用啓発や注意案内を行っています。学校教育においては、小学校・中学校の総合的な学習の時間におけるバリアフリーの体験学習や当事者との交流等の授業を実施しています。

表 市及び民間事業者における教育啓発・心のバリアフリー

活動主体	内容
三鷹市	・障がい者、高齢者、認知症の方との交流機会の創出 ・「障害者差別解消法」の周知及び啓発 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・自転車利用者への利用啓発や注意案内 ・職員の教育や研修の実施

表 学校教育における教育啓発・心のバリアフリー

学校	内容
小学校	・バリアフリーや他国の伝統及び文化の学習 ・障がい者、高齢者、認知症の方との交流の創出 ・福祉体験
中学校	・バリアフリーや他国の伝統及び文化の学習 ・差別や偏見に対する学習(心のバリアフリーの学習) ・ボランティアの意義に関する学習



心のバリアフリー推進事業・映画上映会



認知症サポーター講座の開催



福祉体験授業

2-7. 策定上の課題

前述の通り整理した市の現状と市民意見、取組状況を踏まえ、「三鷹市バリアフリー基本構想 2027」の策定にあたり以下のような課題が挙げられます。これらを踏まえて、基本構想の拡充を行います。

①施設等の現状を踏まえた生活関連施設・生活関連経路の見直し、設定方針等の設定

- ・生活関連施設の指定から 20 年以上が経過し、新たな施設の立地など状況が変化しているため、生活関連施設の見直しを行う必要があります。
- ・本市は、公共施設などが駅周辺や市役所周辺に公共施設が集まっていますが、コミュニティセンター等は市内全域に分布している現状も踏まえ、重点整備地区の設定や、生活関連施設、生活関連経路の設定方針を明確にし、新たに設定することでバリアフリー化の推進を図る必要があります。

②特定事業等の進捗状況を踏まえた事業の再検討・再設定

- ・特定事業の進捗によりバリアフリー化された施設については、適切な維持管理していくことが重要です。
- ・未実施の事業については、事業の継続意向や課題を踏まえて特定事業を改めて位置づけ、推進していくことが重要です。
- ・追加する生活関連施設や生活関連経路における特定事業を設定し、面的なバリアフリーの実現を目指すことが重要です。

③心のバリアフリーの推進(教育啓発特定事業の設定等)

- ・市では、全市的な心のバリアフリーの取り組みや、特定事業におけるソフト施策も含めた取り組みが進められていますが、まち歩きワークショップにおいては、自転車の駐輪問題が度々取り上げられるなど、更なる取り組みや強化が必要です。
- ・今後は、バリアフリー法の改正により追加された教育啓発特定事業に位置づけ、着実に推進していくことが重要です。
- ・心のバリアフリーの推進にあたっては、市民、事業者、行政が様々な心身機能の特徴やバリアを理解するための積極的なコミュニケーションに取り組めるよう、基本理念や基本的な方針に心のバリアフリーに関する内容を拡充し、周知していく必要があります。

④計画段階における市民参加による意見の反映の促進

- ・まち歩きワークショップでは、バリアフリー化した施設の改修の必要性や、当事者の参加によりインクルーシブな環境の整備を求める意見がありました。
- ・バリアフリーのまちづくりの基本方針に、計画段階において高齢者や障がい者等を含めた多様な市民の参加に関する内容を拡充し、バリアフリー化に配慮した施設整備を推進していく必要があります。

⑤社会背景の変化やバリアフリー化のニーズに合わせた配慮事項(整備方針)の明確化

- ・高齢者・障がい者ともに増加傾向にあり、市民満足度調査においては、障がいがある人の暮らしやすさについての満足度は高いとは言えません。
- ・バリアフリー法と施設整備に関する基準等の改正や、まち歩きワークショップにおける意見等を踏まえて、特定事業における配慮事項(整備方針)を設定し、各事業者による取り組み等に反映していく必要があります。